

議案第 5 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する
条例の制定について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地方独立行政法人法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成 15 年法律第 119 号)第 41 条により、地方公営企業労働関係法(昭和 27 年法律第 289 号)は、題名を地方公営企業等の労働関係に関する法律に改めているため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例等の一部を改正する
条例

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 1 条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成 14 年箱根町条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

(箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第 2 条 箱根町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(平成 7 年箱根町条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項第 3 号中「地方公営企業労働関係法(」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律(」に、「地方公営企業労働関係法適用職員等」を「地方公営企業等労働関係法適用職員等」に改める。

(箱根町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 3 条 箱根町単純労務職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和 36 年箱根町条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地方公営企業労働関係法」を「地方公営企業等の労働関係に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。